## 平成28年行政執行法人の常勤職員数に関する報告

独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第60条第2項の規定に基づき、平成28年1月1日現在における同法第2条第4項に規定する行政執行法人の常勤職員数について、以下のとおり報告します。

(単位:人)

		(単位:八)
行政執行法人の名称	常勤職員数	備考
国立公文書館	48	うち育児休業者1、育児短時間勤務職員 2
統計センター	702	うち休職者7、育児休業者15、育児短時 間勤務職員6、配偶者同行休業をしてい る者1
造幣局	869	うち休職者8、育児休業者3
国立印刷局	4, 208	うち休職者25、専従職員7、国際機関等 派遣職員1、育児休業者28
農林水産消費安全技術センター	634	うち休職者2、育児休業者12、育児短時 間勤務職員1
製品評価技術基盤機構	419	うち休職者6、国際機関等派遣職員1、 育児休業者8、育児短時間勤務職員4、 自己啓発等休業をしている者1
駐留軍等労働者労務管理機構	280	うち休職者3、育児休業者12
合 計	7, 160	

(注) この報告における常勤職員とは、常時勤務に服することを要する職員をいい、休職者(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第79条の規定による休職の処分を受けた者をいう。)、停職者(国家公務員法第82条の規定による停職の処分を受けた者をいう。)、専従職員(特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和23年法律第257号)第7条第5項の規定により休職者とされた者をいう。)、派遣職員(国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和45年法律第117号)第2条第1項の規定により派遣された者をいう。)、育児休業者(国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第3条第1項の規定により育児休業をしている者をいう。)、育児短時間勤務職員(国家公務員の育児休業等に関する法律第13条第1項の規定により育児短時間勤務をしている者をいう(同法第22条の規定により勤務している者を含む。)。)、自己啓発等休業をしている者(国家公務員の自己啓発等休業に関する法律(平成19年法律第45号)第2条第5項に規定する自己啓発等休業をしている者をいう。)及び配偶者同行休業をしている者(国家公務員の配偶者同行休業に関する法律第2条第4項に規定する配偶者同行休業をしている者をいう。)を含む(独立行政法人通則法第60条第1項及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成12年政令第316号)第4条)。